

令和 7 年 9 月 2 5 日

お客様各位

TKCシステム開発研究所

**令和 7 年分年末調整等に対応した
F Xクラウドシリーズ（給与計算機能）[2025年10月版]を
令和 7 年 1 0 月 1 7 日(金)午前 6 時に提供します。**

I 法令改正等の内容

分類	法令改正
令和7年分年末調整にかかる 法令改正等	基礎控除額の引き上げ
	給与所得控除の最低保障額の引き上げ
	各控除の所得要件の改正
	特定親族特別控除の新設
	給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改定
	令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定
	住宅借入金等特別控除の改正
令和8年分以後の給与・賞与 にかかる法令改正等	源泉控除対象親族の新設
社会保険にかかる改定	19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入要件の改定

1. 基礎控除額の引き上げ

(1) 基礎控除について、合計所得金額が 2,350 万円以下である場合の控除額が、その個人の合計所得金額に応じて引き上げられました。その結果、基礎控除は次の 8 段階(令和 9 年分以後は 5 段階)の金額の控除となります。(所法 86、措法 41 の 16 の 2)

合計所得金額	基礎控除額		
	改正前	改正後	
	令和 6 年以前	令和 7・8 年	令和 9 年以後
132 万円以下	48 万円	95 万円	
132 万円超 336 万円以下		88 万円	58 万円
336 万円超 489 万円以下		68 万円	
489 万円超 655 万円以下		63 万円	
655 万円超 2,350 万円以下		58 万円	
2,350 万円超 2,400 万円以下		48 万円	
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円		
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円		
2,500 万円超	控除なし		

(2) 当改正に伴い、基礎控除申告書の様式が改定されました。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	収入金額	所得金額
判定	☐ 132万円以下	95万円
	☐ 132万円超 336万円以下	88万円
	☐ 336万円超 489万円以下 (A)	68万円
	☐ 489万円超 655万円以下	63万円
	☐ 655万円超 900万円以下	58万円
	☐ 900万円超 950万円以下 (B)	
	☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	☐ 1,000万円超 2,350万円以下	48万円
	☐ 2,350万円超 2,400万円以下	32万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	16万円
☐ 2,450万円超 2,500万円以下		

区分 I
(左のA～Cを記載)

基礎控除の額
円

※「区分 I」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

2. 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

(1) 給与所得控除の最低保障額が、55 万円から 65 万円に引き上げられました。(所法 28)

給与等の収入金額	給与所得控除の額	
	改正前	改正後
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下	収入金額×40%－ 10 万円	
180 万円超 190 万円以下	収入金額×30%＋ 8 万円	
190 万円超 360 万円以下	収入金額×30%＋ 8 万円	
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋ 44 万円	
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円	
850 万円超	195 万円	

(2) 当改正に伴い、年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表が改定されました。

3. 各控除の所得要件の改正

(1) 下表のとおり、所得要件がそれぞれ 10 万円引き上げられました。(所法 2 三十二、三十三、三十四)

控除	改正される要件	所得要件		(参考)給与収入	
		改正前	改正後	改正前	改正後
配偶者控除	同一生計配偶者の合計所得金額	48 万円	58 万円	103 万円	123 万円
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	48 万円	58 万円	103 万円	123 万円
ひとり親控除	生計一の子の総所得金額	48 万円	58 万円	103 万円	123 万円
勤労学生控除	学生(本人)の合計所得金額	75 万円	85 万円	130 万円	150 万円

※給与所得控除の最低保障額の引き上げ(10 万円)と所得要件の引き上げ(10 万円)で、収入としては 20 万円の引き上げとなります。

(2) 当改正に伴い、配偶者控除等申告書の様式が改定されました。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等	
(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号
	明・大 昭・平
	年 月 日
	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所
	非居住者である配偶者
	生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

判定	条件	控除額
判定	58万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和31.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	(1)
	58万円以下かつ年齢70歳未満	(2)
	58万円超95万円以下	(3)
	95万円超133万円以下	(4)

左の①～④を記載

【ご注意】

令和7年の年始に提出した扶養控除等申告書には、引き上げ前の所得要件を満たす家族のみが記載されています。所得要件の引き上げに伴い、年末調整時に所得48万円超58万円以下の家族を追加で申告できます。

しかし、令和7年分扶養控除等申告書の様式は改定されていません。

そのため、各控除の所得要件が引き上がったことを会社から従業員に通知し、その申告が漏れないようにする必要があります。

4. 特定親族特別控除の新設

(1) 特定親族(19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族)を有する場合、下表のとおり、特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除を受けられることとなりました。
(所法84の2)

	親族等の合計所得金額	(参考) 親族等の給与収入	控除額	
			改正前	改正後
扶養控除 (特定扶養親族)	48万円以下	103万円以下	63万円	63万円
	48万円超 58万円以下	103万円超 123万円以下	0円	
特定親族特別控除	58万円超 85万円以下	123万円超 150万円以下		63万円
	85万円超 90万円以下	150万円超 155万円以下		61万円
	90万円超 95万円以下	155万円超 160万円以下		51万円
	95万円超 100万円以下	160万円超 165万円以下		41万円
	100万円超 105万円以下	165万円超 170万円以下		31万円
	105万円超 110万円以下	170万円超 175万円以下		21万円
	110万円超 115万円以下	175万円超 180万円以下		11万円
	115万円超 120万円以下	180万円超 185万円以下		6万円
	120万円超 123万円以下	185万円超 188万円以下		3万円

○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の３－１の))をご確認ください。									
(フリガナ) 特定親族の氏名	特定親族の個人番号	あなたとの続柄	特定親族の生年月日 (平1512生～平1911生)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族 生計を一にする事実	特定親族の本年中の 合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額		
1			平成 年 月 日				円		
2			平成 年 月 日				円		

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	58万円超85万円以下	85万円超90万円以下	90万円超95万円以下	95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円

5. 給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改定

6. 令和7年分一人別源泉徴収簿への記載内容の改定

【ご注意】

令和 7 年度税制改正による基礎控除、給与所得控除、各控除の所得要件、特定親族特別控除（新設）については、令和 7 年分の最後の給与の支払いが 12 月 1 日以後の場合に年末調整において適用できるとされました。

このため、令和 7 年分の最後の支給が令和 7 年 11 月 30 日以前の人については、年末調整する場合でも改正後の控除等は適用されません。該当する人が改正後の控除等を受ける場合は、確定申告する必要があります。

(1) 改正内容（措法41、震災特例法13の2）

令和6年度税制改正で、子育て世帯等に対して、借入限度額が上乘せされることとされました。

②合計所得金額1,000万以下の者に限り、床面積要件が緩和されました。

				令和４・５年入居	令和６年入居	令和７年入居
借入 限度額	新築住宅・ 買取再販	認定住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	4,500万円
			【令和6年度改正】子育て世帯等		5,000万円	
			ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	3,500万円
			【令和6年度改正】子育て世帯等		4,500万円	
			省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	3,000万円
			【令和6年度改正】子育て世帯等		4,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	※令和５年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和６年６月30日以前に建築された場合：2,000万円	※令和５年12月31日以前に建築確認を受けた場合又は令和６年６月30日以前に建築された場合：2,000万円	
	宅 既 存 住 宅	認定住宅等	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
		その他の住宅	2,000万円	2,000万円	2,000万円	
	控除期間		新築住宅・買取再販住宅	13年	13年 (その他の住宅は10年)	13年 (その他の住宅は10年)
		既存住宅	10年	10年	10年	
		合計所得金額	2,000万円	2,000万円	2,000万円	
		控除率	0.7%	0.7%	0.7%	
床面積	合計所得金額：2,000万円以下		50㎡以上	50㎡以上	50㎡以上	
	合計所得金額：1,000万円以下		50㎡以上 ※令和５年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅の場合は40㎡以上	【令和６年度改正】40㎡以上	※【令和6年度改正】令和６年12月31日以前に建築確認を受けた新築住宅の場合は40㎡以上	

(出典：財務省 住宅ローン控除の拡充（令和6年度改正）)

8. 源泉控除対象親族の新設

- (1) 給与・賞与における源泉徴収税額の計算における「扶養親族等の数」について、令和8年分以後、源泉控除対象親族をその数として数えることとなりました。（所法185、186）

令和7年分以前：控除対象扶養親族

令和8年分以後：源泉控除対象親族

- (2) 控除対象扶養親族と源泉控除対象親族は、次のとおり、所得要件が異なります。

①控除対象扶養親族：16歳以上で所得の見積額が58万円以下

②源泉控除対象親族

1) 16歳以上19歳未満：所得の見積額が58万円以下

2) 19歳以上23歳未満：所得の見積額が100万円以下

3) 23歳以上：所得の見積額が58万円以下

- (3) 令和8年分扶養控除等申告書では、源泉控除対象親族を記載するように改定されました。また、その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の親族の場合、特定扶養親族と特定親族のいずれに該当するかを記載することとされました。（所法194）

特定扶養親族と特定親族は、次のとおり、所得要件が異なります。

①特定扶養親族：所得の見積額が58万円以下

②特定親族：所得の見積額が58万円超100万円以下

- (4) 令和8年分以後の給与・賞与における源泉徴収税額の計算に使用する源泉徴収税額表が改定されました。

9. 19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入要件の改定

- (1) 協会けんぽにおいて、令和7年10月1日以降、19歳以上23歳未満（その年の12月31日時点の年齢。被保険者の配偶者を除く。）の被扶養者の年間収入要件が、130万円未満から150万円未満に引き上げられました。

<協会けんぽのHP>

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat590/info250731/>

(2) 健康保険組合で同様の改定がされているかは、各健康保険組合にご確認ください。

Ⅱ F×クラウドシリーズ（給与計算機能）[2025 年 10 月版]の改訂内容

分類	項番	改訂項目
法令改正への対応	1 (1)	「パート・アルバイト年収確認表」の改訂
	1 (2)	年収に関する従業員向け資料の印刷機能の搭載
	1 (3)	各申告書の様式改正への対応
	1 (4)	年調社員情報の入力画面等の改訂
	1 (5)	申告に基づく控除額の確認画面、計算結果の確認画面の改訂
	1 (6)	年末調整計算の改訂
	1 (7)	令和7年12月1日以降の支給がない社員の確認画面の新設
	1 (8)	給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改正への対応
	1 (9)	令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定への対応
	1 (10)	T K C まいポータル（扶養控除等申告書等のW e b 入力）の改訂
	1 (11)	「社員」メニューの家族情報の入力画面等の改訂
	1 (12)	令和8年以後の源泉徴収税額表への対応
年末調整に関する機能強化	2 (1)	「年調社員情報確認表」の印刷機能の搭載
	2 (2)	「納付税額一覧表」の印刷機能の搭載
	2 (3)	TPS9000との年末調整結果データの連携可能条件の変更
	2 (4)	その他ProFITに寄せられたご要望等に基づく改訂
その他の機能強化	3 (1)	T K C システムQ & A チャットボットの搭載
	3 (2)	「概算社会保険料額と納付見込額の確認表」の印刷機能の搭載
	3 (3)	給与体系の給与起算日、給与締日について「支給日の前々月」の指定

1. 法令改正への対応

(1) 「パート・アルバイト年収確認表」の改訂

①今回の改正により、社員が他の所得者に扶養されている場合、他の所得者が受ける控除等の種類と社員の収入又は所得要件が、従業員が 19 歳以上 23 歳未満（配偶者除く）の場合とそれ以外で異なります。

②「パート・アルバイト年収確認表」について、年齢と「配偶者の有無」をもとに次のいずれに該当するかを自動判定し、他の所得者が受ける控除等について、社員の収入の余裕額を表示するように改訂します。社員が就業調整する場合の参考資料として、当帳表をご利用ください。

1) 19 歳以上 23 歳未満で配偶者なしの人

2) 19 歳未満又は 23 歳以上、又は配偶者ありの人

<帳表イメージ>

出力対象：在職社員(休職含む)

パート・アルバイト年収確認表

2025/12/22
(09:39:09)

集計期間： 2025年01月31日 ~ 2025年12月30日

<

③なお、「19 歳以上 23 歳未満で配偶者なしの人」の「健康保険の被扶養者」については、上記 I 9. のとおり、150 万円までの余裕額を表示します。

(2) 年収に関する従業員向け資料の印刷機能の搭載

- ①今回の改正では、所得の計算方法及び申告できる配偶者・扶養親族の範囲が変わるため、社員自身が申告書を記載する際に注意する必要があります。
- ②そこで、「申告書の入力依頼・印刷」メニューで、社員向けに注意事項をチェックシート形式で確認できる資料を印刷できるようにします。また、当資料には、上記(1)と同様に、社員ごとに収入の余裕額を参考表示します。

[ホーム](#) > 申告書の入力依頼・印刷
 (09999/118) A B C オートサプライ株式会社 fxadmin システム終了

[記載例\(PDF\)](#)
[「年末調整に必要な書類の提出用紙」の連絡事項欄](#)

Webでの入力を依頼する場合は「Web入力依頼」タブで、印刷の場合は「印刷」タブでそれぞれ処理してください。

令和7年度税制改正により、扶養控除等申告書等に記載する親族の範囲(所得要件)が改正されました。また、給与所得の計算方法が改正されました。従業員の方が正しく申告書を記載できるように「従業員向け注意事項チェックシート」をご用意しましたので、ご活用ください。なお、下記のリンクから、令和7年度税制改正の内容をご確認いただけます。

[令和7年度税制改正の内容を確認する](#)

Web入力依頼

印刷

出力帳表
 ☒ 当年分扶養控除等(異動)申告書
 ☐ 翌年分扶養控除等(異動)申告書
 ☒ 基礎控除・配偶者(特別)控除・特定親族特別控除・所得金額調整控除申告書
 ☒ 保険料控除申告書
 ☐ 年末調整に必要な書類の提出用紙
 ☐ 従業員向け注意事項チェックシート

出力順
 部署/給与体系/社員番号順

出力対象
 部署
 ☒ すべて
 ☐ 個別指定
 体系
 ☒ すべて
 ☐ 個別指定

部署	部署
☐ 000	本社
☐ 001	第一営業部
☐ 002	第二営業部
☐ 003	第三営業部

PDF

印刷

③なお、TKCまいポータル（扶養控除等申告書等のWeb入力）をご利用の場合、注意事項は社員が利用する画面上に表示されるため、当帳表を配付する必要はありません。

(3) 各申告書の様式改正への対応

- ①「申告書の入力依頼・印刷」メニューにおいて、次の申告書を改正後の様式で出力できるようにします。
 - 1) 基礎控除・配偶者控除等・特定親族特別控除・所得金額調整控除申告書
 - 2) 令和8年分（翌年分）扶養控除等申告書
- ②TKCまいポータル（扶養控除等申告書等のWeb入力）をご利用の場合、改正後の様式に基づく内容で入力依頼がされます。なお、給与メニュー「入社時の届出等」メニューの「扶養控除

等申告書の Web 入力依頼」をする画面において、入力依頼する扶養控除等申告書の年分（令和 7 年分又は令和 8 年分）を指定できるようにします。

【ご注意】

「申告書の入力依頼・印刷」メニューの画面上部の「社員ポータルサイトの設定」ボタンから設定する内容について、新たに令和 7 年分年末調整に関する申告書と令和 8 年分扶養控除等申告書の設定を行えるようにします。入力依頼する前に、設定内容をご確認ください。

(4) 年調社員情報の入力画面の改訂

「受理・入力(年調社員情報)」メニューの各画面について、次のとおり改訂します。

- ①家族を入力する画面に、「特定親族特別控除」の区分を追加します。「特定親族特別控除申告書」で申告した家族について、当区分を「対象」にします。なお、特定親族特別控除を受ける家族は扶養控除を受けないため、扶養区分は「対象外」にしてください。

3. 【扶】扶養区分、同居老親等区分
扶養区分 対象(主たる給与の扶養) ①
同居老親等区分 ☐ 対象 ☒ 対象外 ①
特定親族特別控除 ☐ 対象 ☒ 対象外 ①
非居住者である親族 非該当 ①
生計を一にする事実 円 ①

4. 【扶】他の所得者の氏名等 ②
氏名
続柄
住所

5. 【扶】異動月日及び事由
異動月日及び事由
死別した日 ①

- ②家族の一覧に次の項目を追加します。これにより、19 歳以上 23 歳未満の家族が受ける控除の内容を確認しやすくします。

- 1) 年齢
- 2) 扶養控除額
- 3) 特定親族特別控除（「対象」又は「対象外」）
- 4) 特定親族特別控除額
- 5) 特定親族特別控除を受ける家族の数（「特親」欄）

ホーム > 受理・入力(年調社員情報) (09999/118) A B C オートサプライ株式会社 fxadmin システム終了

(0001000) 山田 太郎 確認終了 前社員 次社員 ?

基本情報

申告書の提出・受理状況

扶養・基配特所・保険料控除

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

その他控除等

当年の前職分給与源泉徴収票の摘要

別途還付金支払方法

扶養親族・特定親族

詳細確認・修正

氏名 続柄	生年月日(年末時点の年齢)	所得の見積額 扶養区分	同居老親	非居住者である親族
			特定親族特別控除 特定親族特別控除額 ②	障害者 扶養控除額 ②
山田 康平 子	平成元/03/01(36歳)	0 対象(主たる給与の扶養)	対象外 対象外	非該当 対象外 380000
山田 千里 子	平成03/09/08(34歳)	0 対象(主たる給与の扶養)	対象外 対象外	非該当 対象外 380000

扶養親族等の数 3 人 ①

配偶者・扶養親族等	源泉控除対象	一般	特定	特親	老人	(内 同居老親)	16歳未満	非居住者
	1	2	0	0	0	0	0	0

障害者

特別障害	(内 同居)	一般
0	0	0

③収入・所得の見積額の入力方法を「収入を入力して所得を計算」にしている場合、給与収入から給与所得を自動計算します。この計算において、改正後の給与所得控除に基づいて計算するようにします。

【ご注意】

令和 7 年度税制改正による基礎控除、給与所得控除、各控除の所得要件、特定親族特別控除（新設）については、令和 7 年分の最後の給与の支払いが 12 月 1 日以後の場合に年末調整において適用できることとされました。

このため、令和 7 年分の最後の支給が令和 7 年 11 月 30 日以前の人については、年末調整する場合でも改正後の控除等は適用されません。

しかしながら、年調社員情報の入力時点では、令和 7 年分の最後の給与の支払い日付が決まっていないケースがあるため、改正後の給与所得控除に基づいて計算します。令和 7 年分の最後の支給が令和 7 年 11 月 30 日以前になる人については、収入・所得の見積額の入力方法を「所得の内訳を入力」又は「所得の見積額を入力」にし、改正前の内容で所得を直接入力してください。

- ④住宅借入金等特別控除について、「住宅の区分等」欄で上記Ⅰ 7. の控除に該当する場合の区分（「特例対象個人」）を選択できるようにします。「住宅借入金等特別控除証明書」の「住宅の区分等」欄の記載内容に応じて、当欄を選択してください。

The screenshot shows the 'Residential Mortgage Special Deduction' section of the tax software. A red box highlights the 'Residential Classification' dropdown menu, which lists options like 'Specified Improvement Expenses' and 'Special Allowance for Individuals'.

(5) 申告に基づく控除額の確認画面、計算結果の確認画面の改訂

「申告に基づく控除額の確認」メニュー、「計算結果の確認」メニューについて、次のとおり、改訂します。

- ①「特定親族特別控除額」の行を追加します。
- ②ドリルダウンして表示される「入力内容の前年比較」画面に「特定親族特別控除」グループを追加し、19 歳以上 23 歳未満の親族ごとに控除の内容を確認できるようにします。

(6) 年末調整計算の改訂

- ①「年末調整計算」メニューの年末調整計算において、法令改正後の内容で計算します。改訂する主な計算項目は次のとおりです。

- 1) 給与所得控除後の給与等の金額
- 2) 基礎控除額
- 3) 配偶者(特別)控除額
- 4) 特定親族特別控除額

- ②次のエキスパートチェックを追加します。これにより、社員の申告誤りを防止します。

- 1) 本人の給与所得の見積額が給与実績を上回っており、給与実績で計算すると基礎控除額が増える場合（警告）
 - a. 基礎控除について、控除額が変動する所得の階層が大幅に下がり、多くの社員に影響します。社員が申告する所得の見積額が実際の所得と差異ある場合、控除額が過少になる可能性があります。
 - b. 当チェックに該当した場合、所得の見積額に誤りがないか社員に確認してください。
- 2) 19 歳以上 23 歳未満で扶養区分・特定親族特別控除とも対象外の親族がいる場合（警告）
 - a. 新たな制度のため、気づかずに申告しない可能性があります。
 - b. 当チェックに該当した場合、申告内容に誤りがないか社員に確認してください。

③所得要件の改正に応じて、各エキスパートチェックの条件を改訂します。

ただし、年末調整計算時点で令和7年12月1日以降に給与・賞与（課税支給額）がない社員の
場合、改正前の内容でチェックします。

④年末調整計算時点で令和7年12月1日以降に給与・賞与（課税支給額）がない場合、エキス
パートチェックで該当する社員であることをお知らせします。

1) 当エキスパートチェックから「よくある質問Q&A」を参照できるようにします。対処方法つ
いては、「よくある質問Q&A」をご確認ください。

※該当する社員については、確定申告することで改正後の控除を受けられます。

社員への説明資料のひな型を「よくある質問Q&A」からダウンロードできるようにします。

2) また、該当する社員を一覧で確認できるようにします（下記(7)）。

(7) 令和7年12月1日以降の支給がない社員の確認画面の新設

①「12月以降の支給がない社員」メニューを追加し、令和7年12月1日以降に給与・賞与（課税
支給額）がないため改正前の内容で年末調整計算した社員を確認できるようにします。

ホーム > 12月以降の支給がない社員

(09999/118)ABCオートサプライ株式会社

fxadmin

システム終了

令和7年12月1日以降の支給(課税支給額)がない社員については、年末調整対象であっても令和7年度税制改正による基礎控除額の引上げ等は適用できないため、改正前の内容で計算しました。該当する社員が基礎控除額の引上げ等の適用を受けるには、確定申告する必要があります。

50件/頁

部署/給与体系/社員番号順

社員	年調課税支給額	年調年税額(改正前の内容で計算)	部署		給与体系		
0001005 足立 文雄	375,500	0	001	第一営業部	0003	正社員(製造)	
0000003 古沢 一哉	5,998,670	161,400	002	第二営業部	0002	正社員(販売)	
0001080 飯島 良子	288,000	0	002	第二営業部	0002	正社員(販売)	
0001004 岡田 紀夫	398,000	0	003	第三営業部	0002	正社員(販売)	
0000101 山口 留美	5,300	0	009	総務部	0004	パート	
0000105 木内 今日子	5,000	0	009	総務部	0004	パート	

②該当する社員については、確定申告することで改正後の控除を受けられます。

(8) 給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書の様式改正への対応

年末調整メニューの「源泉徴収票・支払報告書」メニュー、給与メニューの「退職時の届出等」
メニューから出力する給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書について、改正後の様式で出力する
ようにします。

(9) 令和7年分一人別源泉徴収簿の記載内容の改定への対応

特定親族特別控除の適用を受ける場合、欄外にその旨と控除額を表示するようにします。

(10) TKCまいポータル（扶養控除等申告書等のWeb入力）の改訂

①法令改正により申告する家族の範囲（所得要件）が変わったことをお知らせします。

これにより、申告漏れを防止します。

また、従来の本人、配偶者、扶養親族の3つのプロセスを統合し、画面展開を少なくします。

改訂後のプロセスは、次のとおりとなります。

- 1) 法令改正に関するご注意（※追加）
- 2) 本人・家族（※プロセス統合）
- 3) 所得金額調整控除
- 4) 保険料控除
- 5) 入力内容の確認・提出

②上記①の「2) 本人・家族」では、年収を入力する画面を最初に表示し、年収から所得、各控除の適用、控除額を自動判定するようにします。これにより、簡単に申告が完了します。

(11) 「社員」メニューの家族の入力画面等の改訂

①令和8年分扶養控除等申告書の様式改正に基づき、家族の入力画面に次の項目を追加します。

1) 「扶養区分(令和8年以後用)」

当区分では、次のいずれかを選択します。令和8年分扶養控除等申告書の内容に基づいて入力してください。

- a. 源泉控除対象/16歳未満の扶養親族
- b. 他の所得者の扶養
- c. 従たる給与の扶養（税表区分が「乙欄」の場合は「主たる給与の扶養」）
- d. 対象外

2) 「特定扶養・特定親族(令和8年以後用)」

19歳以上23歳未満の場合、「特定扶養親族」又は「特定親族」を選択します。令和8年分扶養控除等申告書の「特定扶養親族」「特定親族」のチェックの有無に基づいて入力してください。

②上記①に伴い、次の改訂も行います。

1) 給与メニュー「社員の切出・読込」メニュー

家族の読込・切出レイアウトに、上記①の2つの項目を追加します。

2) 支給項目・控除項目の「計算式」における扶養親族の数

支給日が令和8年1月1日以降の場合、上記①の設定を参照して、扶養親族の数をカウントするようにします。

なお、19歳以上23歳未満の家族については、「特定扶養親族」の場合にカウントします。

3) 労働者名簿における「扶養の有無」欄の表示

処理年分が令和8年以降の場合、上記①の設定を参照して、「扶養の有無」を判定して表示するようにします。

なお、19歳以上23歳未満の家族については、「特定扶養親族」の場合に扶養と判定します。

(12) 令和8年以後の源泉徴収税額表への対応

支給日が令和8年1月1日以降の場合、上記(11)①の設定を参照して「扶養親族等の数」をカウントし、令和8年以後の源泉徴収税額表に基づいて源泉徴収税額を計算するようにします。

2. 年末調整に関する機能強化

(1) 「年調社員情報確認表」の印刷機能の搭載

「年調社員情報確認表」メニューを追加し、「年調社員情報確認表」を印刷できるようにします。
「年調社員情報確認表」では、社員1人につきA4用紙1枚で年調社員情報を確認できます。

(2) 「納付税額一覧表」の印刷機能の搭載

「納付税額一覧表」メニューを追加し、「納付税額一覧表」を印刷できるようにします。

「納付税額一覧表」では、年末調整対象期間における月ごと及び半期ごとの社員数、課税支給額、源泉徴収税額、年末調整による不足税額、年末調整による超過税額を確認できます。

(3) TPS9000 との年末調整結果データの連携可能条件の変更

① F Xクラウドシリーズ（給与計算機能）をご利用の場合、TPS9000で年末調整結果データを連携可能とする条件を次のとおり、変更します。

変更前：年次更新後

変更後：すべての社員について年末調整計算済み（年次更新前でも連携可）

② これにより、TPS9000で年末調整結果データを連携して確認する作業を、年次更新前でも行えるようになります。

③ なお、TPS9000で年末調整結果データを連携した際、F Xクラウドシリーズ（給与計算機能）で年次更新していない場合、その旨の注意メッセージを表示します。

(4) その他 ProFIT に寄せられたご要望等に基づく改訂

① 「計算結果の確認」メニューでの合計表額等の表示

次の内容を表示するようにします。

1) 表示内容が「当年のみ」の場合、合計列を表示し、各項目の社員合計を確認できるようにします。

2) 年調対象区分が「対象外」の社員について、「年調年税額」欄に給与・賞与の税額合計を参考表示するようにします。

② 「社員の異動内容の反映」メニューにおける反映内容の改訂

当メニューでは、給与メニューの「社員」メニューの内容を年調社員情報に更新します。

個人番号について、「社員」メニューで空欄の場合、年調社員情報に更新しないようにします。

③ 「年末調整計算」メニューにおける社員別の年末調整計算機能の搭載

特定の社員を指定して、年末調整計算を行えるようにします。

12月より前に退職する社員についてのみ早めに年末調整計算を行う等の場合に、当機能をご利用ください。

④ 「源泉徴収票・支払報告書」メニュー、「別途還付・徴収明細書」メニューの操作性の改善

配付方法が「Web配信」の社員について帳表を印刷する場合、該当社員を個別に指定する必要があります。これを、出力対象の指定で「配付方法」指定できるようにし、社員を個別に指定

しなくても印刷できるようにします。

⑤住民税の受給者番号について自動付番する内容の改訂

1)現在、社員番号 - 給報提出先市町村コードを付番しており、翌年5月頃に通知される特別徴収税額通知には、その番号が印刷されます。

2)特別徴収税額通知を部署ごとに仕分けしやすくするため、部署コードを付けて自動付番するようにします。

改訂前：社員番号 - 給報提出先市町村コード

改訂後：部署コード - 社員番号 - 給報提出先市町村コード

3. その他の機能強化

(1) T K CシステムQ&Aチャットボットの搭載

①F Xクラウドシリーズ（給与計算機能）の画面上に、質問を入力する欄を表示します。

当欄に質問を入力することで、チャットボットが該当するシステムQ&Aを回答します。

②「～を教えてください。」等の自然言語を入力しても、システムが解析して最適なシステムQ&Aを回答します。

③一度の質問で回答が見つからない場合、チャット形式でさらに質問を入力できます。

(2) 「概算社会保険料額と納付見込額の確認表」の印刷機能の搭載

①給与メニュー「給与・賞与計算」－「概算社会保険料額確認表」メニューを追加し、「概算社会保険料額と納付見込額の確認表」を印刷できるようにします。

②「概算社会保険料額と納付見込額の確認表」では、支給日、支給月、又は支給月分ごと、仕訳計上部門、事業所又は部署ごとに、給与・賞与にかかる社会保険料、雇用保険料等の従業員負担分、事業主負担分を確認できます。保険料について財務会計で仕訳を計上する際の資料等としてご利用ください。

③なお、当帳表はP X 2に搭載済みの機能ですが、次の相違点があります。

1) P X 2

最新マスター（被保険者区分、標準報酬月額、保険料率）から集計します。

2) F Xクラウドシリーズ（給与計算機能）

支給実績を元に集計します。これにより、P X 2では未対応の次のケースに対応できます。

a. 過去分を出力したいケース

b. 育児休業等で保険料を給与等から控除していないケース

(3) 給与体系の給与起算日、給与締日について「支給日の前々月」の指定

「給与体系」メニューの給与起算日と給与締日について、「支給日の前々月」を指定できるようにしました。

Ⅲ 提供開始日時

令和7年10月17日(金)午前6時

※この提供に伴い、令和7年9月22日付け「T K Cからのお知らせ」でご案内のとおり、令和7年10月17日(金)午前0時から午前6時まで、F Xクラウドシリーズ（給与計算機能）のサービス（財務会計機能、販売管理機能を除く）を一時休止します。

以上